

中小企業組合制度改正

Q&A

中小企業組合法の事業全般の規律強化を図るとともに、中小企業が行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講ずることを内容とするもので、平成18年6月9日に中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律が改正されました。

ただし、**新しい中小企業組合制度は、平成19年4月1日から開始**されますのでご注意ください。

Q1 今回の中小企業組合制度の改正は、全ての中小企業組合に関係がありますか？

(答) 1. 今回の中小企業組合制度の改正は、**全ての事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合**に関係するものです。

(注) 信用協同組合及び信用協同組合連合会には、今回の改正により新たに導入される制度と「協同組合による信用事業に関する法律」により既に導入されている制度の双方が存在しますのでご注意ください。

Q2 今回の中小企業組合制度の改正は、概要はどのようなものですか？

(答) 1. 今回の制度改正は、**①中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し、②共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入、**を行うものです。

2. 上記の①については**会社法と類似の制度**が導入され、②については**保険業法と類似の制度**が導入されています。

また、組合員数によって導入される制度が異なりますのでご注意ください(**組合員数が1000名を超えるか否かで異なります**)。

Q3 全ての中小企業組合に関する制度の変更点は何ですか？

(答) 1. 全ての中小企業組合に関する主な制度の変更点は以下のとおりです。

(1) 役員の任期が変更されます

- ・ 理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「**2年以内**で定款で定める期間」に変更されます。
- ・ 監事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「**4年以内**で定款で定める期間」に変更されます。
- ・ **上記の任期変更は、役員の改選時期によって適用される時期が異なります。詳細は中央会にお問い合わせ下さい。**

(2) 理事による利益相反取引が制限されます

- ・ これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていました。
- ・ 平成19年4月1日以降、理事は、「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後に重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

(3) 監事・組合員の権限が拡大されます

- ・ これまで監事は、会計監査のみを行うこととされていましたが、今後監事は、原則として会計監査に加え、業務監査も行うこととされています。
- ・ ただし、**組合員数が一定以下(1,000名以下)の場合は、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うことも可能です(監事の職務について、現在の組合の定款が、全国中小企業団体中央会作成の定款参考例と同様の書き方となっている場合、定款の変更を行わなければ、監事の権限は会計監査に限定されることとなります)。**